

湖南省防災士連絡会
令和6年度（2024年度）
総会資料

日時 令和6年5月19日（日）
午前10時～

場所 サンライフ甲西 2階 大ホール

湖南省防災士連絡会令和6年度（2024年度）総会

次 第

1. 開会
2. 開会のあいさつ
3. 来賓あいさつ・紹介
4. 議長選出
5. 書記の任命
6. 総会出席者報告
7. 議事内容
 - 第1号議案 令和5年度（2023年度）事業報告
 - 第2号議案 令和5年度（2023年度）決算・監査報告
 - 第3号議案 令和6年度（2024年度）役員報告
 - 第4号議案 令和6年度（2024年度）事業計画（案）
 - 第5号議案 令和6年度（2024年度）予算（案）
8. 議長解任
9. 閉会

第1号議案

令和5年度（2023年度）事業報告

湖南省防災士連絡会（以下、本会という）の令和5年度における活動（事業）について報告いたします。令和5年度は、前年度までの事業の継続を図りながら、4月より幹事・役員の大半が新しいメンバーとなったことを機に、下記4委員会と役員会の活動の中で、湖南省各区・自治会の防災活動や防災士の意識調査等についてのアンケートにより改めて現状把握も実施いたしました。本会の事業活動を推進するに当りましては、会員の皆さま、区・自治会役員の皆さま、湖南省危機管理局の皆さまなど、多くの方々のご理解ご協力を賜りました。ここに御礼申し上げます。また、今後もなお一層のご支援をお願いいたします。

以下、各委員会の活動を報告いたします。

1. スキルアップ委員会事業

先進地視察研修では、人と防災未来センターを視察研修しました。大型スクリーンの映像や音響により、地震のすさまじさや恐ろしさを体感。また、語り部の方の地震発災時の貴重な体験談を拝聴し、改めて備えることへの大切さを学びました。

スキルアップ研修では、「地震災害講座」を開催しました。地震発災時や避難所において、防災士に求められる活動を学びました。また第2部の「災害時のトイレ問題」では、衛生面の確保の重要性を学び、活発な質問や意見が寄せられました。

スキルアップ技能講習では、防災士に必須技能である普通救命講習を開催しました。eラーニングを事前に自宅で受講できるため、通常3時間かかる講習が2時間に短縮できました。

事業	事業内容	実施日	実施場所	参加人数
先進地視察	防災視察研修などの視察研修 ・人と防災未来センターおよび神戸市危機管理センター（防災展示室） 往復の車内で防災クイズ、防災DVD	9/17	神戸市	19名
スキルアップ研修	スキルアップのための研修会・講習会の開催 ・地震災害講座—防災士に求められる活動や避難所における諸問題への対応について— 講師 笠原恒夫氏、 ・災害時のトイレ問題 講師 米津課長 ・Zoom研修	11/19 7/28	菩まちセン 菩まちセン	37名 1名
スキルアップ技能講習	必須技能である普通救命講習の開催 ・第1回 会員 ・第2回 落穂寮職員 ・第3回 会員 ・第4回 育成事業枠 ※第1回は消防、第2～4回は普及員 全て事前eラーニング受講後の講習	7/30 8/16 8/20 9/10	石部防災C 落穂寮 菩まちセン 菩まちセン	10名 10名 2名 10名

2. 環境整備委員会事業

本年度の事業は、学校防災活動（甲西北中学校、三雲東小学校）への協賛と防災活動内容報告会の実施および活動報告会での各地区防災活動事例発表資料の冊子作成に取組みました。

今後は、防災士の活動が円滑に出来るための環境整備への新たな取り組みと従来の防災活動報告会の内容の見直しを図り、防災士の支援につながる活動を模索していきたいと思いを。

事業	事業内容	実施日	実施場所	参加人数
学校防災活動への協賛	甲西北中学校防災フェスタ 2023 ・参加人数：生徒、PTA、地域住民の方々159人 ・炊き出し訓練、非常時持出し袋の展示説明、防災倉庫の役割・備蓄品の説明 三雲東小学校お迎え・引渡し訓練	8/5	甲西北中学校	7名
	・参加人数：291人 ・保護者の車の整列駐車誘導、下校時交通整理	11/10	三雲東小学校	7名
防災活動内容報告会の実施	防災活動内容報告会リハーサル ・各発表内容、発表時間などの確認	1/25	東庁舎 3階会議室	17名
	防災活動内容報告会 ・参加人数：138人 (区自治会・まち協役員：72人)	1/28	甲西文化ホール	66名
各地区防災活動事例集の冊子作成	防災活動内容報告会の各地区防災活動事例を報告 ・令和4年度、5年度の各地域の事例報告資料を冊子化 ・次年度各区・各まち協に配布	3月		

3. 情報提供委員会事業

事業	事業内容	実施日	実施場所	参加人数
地区防災計画の作成呼びかけおよび作成手助け	防災計画作成依頼は無し。	未実施		
防災士インタビュー	第4回インタビューを大谷区で実施し、幹事会での配布、ホームページに公開した。	7/27	サンライフ 甲西	7名
防災士が実際に取り組んでいる家庭での安全対策の紹介	各自が取り組んだ対策を委員会、幹事会で共有した。 備蓄食料を野外で実際に調理、試食してみた。	7/27	サンライフ 甲西	7名
		9/30	雨山キャンプ場	6名
各区防災取り組み事例紹介（取材形式）	水戸学区の起震体験&消防体験、石部学区のまもりんピックを取材した。	6/17	サンヒルズ 甲西	2名
		10/15	石部小学校	1名
会員のアンケート形式による意識調査	連絡会の全会員に対して防災士としての意識調査アンケートを行い、集計結果を活動内容報告会で配布した。	1/14	サンライフ 甲西	7名

4. 情報共有委員会事業

本年度の事業は、ホームページに記事を掲載するため、各委員会の代表を対象に更新方法取得のための講習会を実施しました。会報は、各委員会の活動計画と防災活動報告会の報告を行いました。

事業	事業内容	実施日	実施場所	参加人数
ホームページ講習	連絡会ホームページへの記事のアップロード方法の講習会開催	5月・6月	菩提寺まちセン	8人
会報	第6号発行 第7号発行	9月 3月		

5. その他

・幹事会開催について報告します。

会議名	開催年月日	主な協議事項	開催場所	出席人数
幹事会		・偶数月第3木曜日を基本として定例会開催 ・出席人数は本会幹事の出席者数。毎回、市危機管理防災課職員も出席		
第1回	R5.6.15	委員会報告、事業実施計画について	サンライフ甲西	26名
第2回	R5.8.24	委員会報告、事業実施状況について	サンライフ甲西	19名
第3回	R5.10.19	委員会報告、事業実施状況について	サンライフ甲西	24名
第4回	R5.12.21	委員会報告、事業実施状況について	サンライフ甲西	21名
第5回	R6.2.15	今年度事業報告、次年度事業計画について	サンライフ甲西	23名

- ・役員会は基本的に幹事会の1週間前に5回開催し、これ以外にも各委員長を加えた拡大役員会を3回開催しました。
- ・各委員会は、それぞれの事業計画、実施事業の総括等の検討のため幹事会の前後で、スキルアップ委員会は7回、環境整備委員会は6回、情報提供委員会は6回、情報共有委員会は4回開催しました。

第2号議案

令和5年度（2023年度）決算報告

自 令和5年（2023年）4月1日 至 令和6年（2024年）3月31日

【収入の部】

科目	予算額(円)	実績額(円)	増減(円)	内容
繰越金	325,728	325,728	0	前年度繰越金
区会費	301,000	301,000	0	¥7,000×43区
補助金	300,000	300,000	0	湖南省補助金
雑収入		5	5	預金利息
合計	926,728	926,733	5	

【支出の部】

科目	予算額(円)	実績額(円)	増減(円)	内容
事業費	710,000	311,157	▲ 398,843	
スキルアップ事業費	450,000	213,670	▲ 236,330	先進地視察研修、コピー代、講師謝礼金、ロープ代
環境整備事業費	150,000	71,762	▲ 78,238	活動報告会、防災フェスタ等
情報提供事業費	30,000	0	▲ 30,000	アンケート送付費用
情報共有事業費	50,000	25,725	▲ 24,275	防災士連絡会会報第6号、第7号
その他事業費	30,000	0	▲ 30,000	
管理費	110,000	51,374	▲ 58,626	
会議費	20,000	0	▲ 20,000	
事務費	60,000	51,374	▲ 8,626	湖南省防災士連絡会会長之印代印刷代等
通信情報管理費	30,000	0	▲ 30,000	HPサーバー費用
予備費	106,728	0	▲ 106,728	
湖南省補助金返納金	0	300,000	300,000	前年度余剰金を市へ返納
合計	926,728	662,531	▲ 264,197	

収入総額	926,733
支出総額	662,531
収入支出差引残高	264,202

収入支出差引額、264,202円は次年度へ繰り越します。

上記のとおり、令和5年度（2023年度）湖南省防災士連絡会の決算を報告致します。

令和6年（2024年）3月31日

会計 加納 健司



監査報告書

令和5年度湖南省防災士連絡会の収支決算について、預金通帳、諸帳簿、証拠書類等を監査致しました結果、いずれも正確で事実間違いないと認めましたので、報告します。

2024年4月2日

監査役 青木 伊知郎



第3号議案

令和6年度（2024年度）役員（報告）

役員任期は、令和5年(2023年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までであり、今年度4名の幹事の交替を除き改選はありません。会員数は、前年度比20名増の260名。

学区	構成区名	令和5年度（2023年度）			令和6年度（2024年度）			前年比増減	R6 (参考) 防災士数	
		役員(幹事) 氏名	役職	会員数	役員(幹事) 氏名	役職	会員数			
三雲	三雲	稲塚 建次		8	稲塚 建次		9	1	13	
	妙感寺	森田 智子		3	森田 智子		3	0	3	
	吉永	福島 延吉	副会長	7	福島 延吉	副会長	7	0	8	
	夏見	今村 典生		7	今村 典生		7	0	7	
	針	遠藤 愛一郎		3	遠藤 愛一郎		3	0	4	
	ルモン甲西	高間 茂治		3	(未選出)		2	-1	2	
	中央	平馬 敏光		4	平馬 敏光		5	1	9	
	平松	中川 敦子		9	中川 敦子		9	0	10	
石部	柑子袋	立入 寛己		13	鈴川 昭二		13	0	15	
	石部東	(未選出)		2	(未選出)		2	0	4	
	石部中央	清水 明彦	会長	6	清水 明彦	会長	6	0	8	
	石部西	三吉 博之		10	三吉 博之		12	2	12	
石部南	岡出	笠井 義則		2	笠井 義則		5	3	7	
	宮の森	上野 昌昭		5	上野 昌昭		5	0	8	
	宝来坂	油谷 勇雄		9	油谷 勇雄		9	0	11	
	石部南	奥村 茂		9	奥村 茂		11	2	11	
岩根	東寺	北村 宏一	事務局長	5	北村 宏一	事務局長	5	0	7	
	西寺・丸山	(未選出)		2	(未選出)		2	0	2	
	朝国	高畑 吉雄		4	高畑 吉雄		4	0	4	
	岩根東口	(未選出)		2	奥村 孝大		3	1	5	
	岩根東	澤田 吉宏		5	澤田 吉宏		5	0	6	
菩提寺	岩根西	牧田 聡美		5	牧田 聡美		5	0	9	
	岩根花園	加藤 靖		2	福島 高行		3	1	6	
	正福寺	青木 伊知郎	監査役	8	青木 伊知郎	監査役	8	0	9	
	北山台	植中 都		8	植中 都		8	0	8	
	菩提寺	川又 幸生		6	川又 幸生		8	2	8	
下田	みどりの村	川上 昭	副会長	6	川上 昭	副会長	6	0	7	
	三上台	(未選出)		1	(未選出)		1	0	5	
	イワタニランド	藤本 駿平		6	藤本 駿平		6	0	7	
	近江台	松本 春美		8	松本 春美		8	0	9	
水戸	サイドタウン	藤原 光司		5	藤原 光司		6	1	12	
	下田東	山中 孝博		2	山中 孝博		2	0	3	
	下田西	植西 俊幸		3	植西 俊幸		3	0	3	
	下田南	(未選出)		2	(未選出)		2	0	3	
	下田北	木田 仁久	事務局次長	4	木田 仁久	事務局次長	4	0	4	
	中山	田中 孝明		6	田中 孝明		6	0	6	
	緑ヶ丘	田中 修治		5	田中 修治		5	0	5	
	大谷	織田 諒平		5	織田 諒平		6	1	6	
湖南工業団地	桐松	西谷 健		2	西谷 健		2	0	4	
	堂の城	山中 奨平		3	山中 奨平		3	0	3	
	湖南工業団地北	吉田 智明		12	吉田 智明		14	2	15	
市外在住（在勤者）・その他	湖南工業団地中	加納 健司	会計	7	加納 健司	会計	8	1	8	
	湖南工業団地南	濱崎 博文		10	濱崎 博文		12	2	12	
合計				240				260	20	317

第4号議案

令和6年度（2024年度）事業計画（案）

令和5年度の幹事会、役員会および各種アンケートでの意見・要望を踏まえ、令和6年度の実業計画の内容として、防災士のスキルアップに関する事業と活動報告は、基本的に継続し、各委員会単位で「防災士が活動しやすくするためには何をすべきか」を検討しながら、活動を推進して参ります。

以下、各委員会より活動計画を報告いたします。

1. スキルアップ委員会事業

スキルアップ研修は、近年多発する線状降水帯やゲリラ豪雨等にも対応できるよう、風水害出前講座を開催します。また、各地区で行われる防災訓練に役立ち、さらにもう一歩進んだ訓練にチャレンジするきっかけになるよう、防災訓練計画ワークショップ（勉強会）を開催し、2本立てとします。

スキルアップ技能講習では、防災士に必須技能である普通救命講習の開催に加え、幹事を対象にロープの結び方など災害時に実際に役立つ技能講習を検討開催します。

事業	事業内容	実施予定時期
スキルアップ研修	スキルアップのための研修会・講習会の開催 ① 風水害出前講座 ② 防災訓練計画ワークショップ（勉強会）	6～7月頃 7～8月頃
スキルアップ技能講習	必須技能である普通救命講習などの開催 ① 普通救命講習の開催 （各自事前eラーニング受講による） ② ロープの結び方講習他 （幹事対象）	7～8月頃 幹事会

2. 環境整備委員会事業

令和5年度は令和4年度までの活動を継続して行って来ましたが、令和6年度は、区長、防災士アンケートや役員会、幹事会等でのご意見を参考に防災士としての活動を更に活発化し、防災士の増員の検討を行い、活動を展開していきます。

（詳細は委員会で令和6年8月をめどに内容を精査）

事業	事業内容	実施予定時期
区の防災組織への防災士の参画強化	防災士の位置づけが決まっていない区を探し、選ばれた区に参画し活動を活発化させる。 ① 区への現状調査を行い、参画する区を選定 ② うまくいっている区の資料等のまとめ ③ 資料説明と実活動実施	5～8月 5～10月 9～1月
防災士増加のためのサポート	防災士を増やし、地域の防災力の向上を図るためのサポート方法の立案	10月
防災活動報告会の運営	活動報告会の運営を見直す。 （テーマ、会場、規模等）	1月

3. 情報提供委員会事業

昨年度の活動状況、連絡会の活動目的、会員の意識等を考慮し、今後も無理なく活動を継続していける土台を作っていきます。一部の幹事のみで運営するという現状の仕組みを変え、防災に関心のある会員が誰でも参加できるような形にしていきます。

事業	事業内容	実施予定時期
防災士ライングループの作成	全会員を対象に防災士連絡会ライングループを作成する。 区単位、まち協単位などでグループを分け、連絡会から発信する情報が確実に全体に伝わる仕組みをつくる。 また、防災士同士の意見交換や会員への活動参加を促すためのツールとしても活用できるようにしていく。 ① グループ作成会員の招待 ② 情報発信のルール、運用方法の整備	5月～ 7月～

4. 情報共有委員会

会員向けの会報または防災士の増加につながるような広報等内容を検討し会報を2回発行します。またホームページ以外での情報の共有方法を検討します。

事業	事業内容	実施予定時期
会報	会報または広報の発行	9月 3月
情報共有方法検討	SNS等を活用した情報共有方法の検討	通年

5.その他

前年度実施しました各区長へのアンケート、防災士へのアンケート、防災活動内容報告会でのアンケートの結果から下記の5つの項目を検討課題としてとらえ、今後各委員会・役員会・幹事会のなかで協議し、推進してまいります。

- (1) 組織・体制の見直し
 - ・各委員会・幹事会の運営形態
 - ・幹事選出単位の検討
 - ・防災士間の連絡体制
- (2) 防災士の位置付けの明確化
 - ・区・自治会、まち協での防災士の役割明確化、連携形態
- (3) 防災士のスキルアップ
 - ・研修会、講習会の充実
 - ・普通救命講習等技能講習の定期的受講
- (4) 防災士の意識・認知度の向上
 - ・防災士間の情報共有方法
 - ・広報活動の方法
 - ・防災士増強サポートの検討
- (5) 防災計画・防災訓練の充実
 - ・地区防災計画策定の支援方法
 - ・防災訓練計画の支援方法

第5号議案

令和6年度（2024年度）予算（案）

自.令和6年（2024年）4月1日 至.令和7年（2025年）3月31日

【収入の部】

科目	予算額(円)	前年度実績額(円)	増減(円)	内容
繰越金	264,202	325,728	▲ 61,526	前年度繰越金
区会費	301,000	301,000	0	¥7,000×43区
補助金	300,000	300,000	0	湖南省補助金
雑収入		5	▲ 5	
合計	865,202	926,733	▲ 61,531	

【支出の部】

科目	予算額(円)	前年度実績額(円)	増減(円)	内容
事業費	350,000	311,157	38,843	
スキルアップ事業費	160,000	213,670	▲ 53,670	研修会、講習会、必須技能である普通救命などの開催費等
環境整備事業費	120,000	71,762	48,238	防災士の参画強化・増加サポート費用
情報提供事業費	20,000	0	20,000	資料送付費用
情報共有事業費	20,000	25,725	▲ 5,725	防災士連絡会会報または広報の発行費用
その他事業費	30,000	0	30,000	委員会活動外事業費用
管理費	310,000	51,374	258,626	
会議費	20,000	0	20,000	
事務費	260,000	51,374	208,626	印刷用紙、封筒、インク、共用ノートパソコン購入費用
通信情報管理費	30,000	0	30,000	HPサーバー費用
予備費	205,202	0	205,202	
合計	865,202	362,531	502,671	

収入総額	865,202
支出総額	865,202
収入支出差引残高	0

湖南省防災士連絡会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、湖南省防災士連絡会（以下「本会」という。）と称する。

(構成)

第2条 本会は、特定非営利活動法人日本防災士機構に認定された防災士のうち、湖南省内に在住、在勤又は在学し、本会の目的に賛同した者（以下「会員」という。）をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、自助、共助の原則のもと、会員の防災・減災に関する知識及び技術の向上並びに情報交換等による相互連携を図るとともに、地域住民の防災・減災に対する意識向上を支援することにより、地域住民の自主的な地域防災活動を効果的に推進し、もって地域防災・減災力の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の防災・減災に関する知識と技能の習得及びスキルアップに関する事業
- (2) 会員相互の交流及び次に掲げる事項に関する情報の提供に関する事業
 - ア 区、自治会等の地域が実施する防災訓練、学習回答
 - イ 地域の防災・減災の啓発活動
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 事務局次長 1名
 - (5) 会計 1名
 - (6) 監査役 1名
 - (7) 幹事
- 2 幹事は、区長選出によるものとする。その他役員は、幹事の中から幹事会で推薦した者を総会において承認する。
- 3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、年度途中で選出された幹事の任期は、次回役員改選年度までとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、総会で後任の役員が選任されていない場合に限り、任期満了後最初の総会が終了するまでその任期を延長することができる。
- 5 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第6条 本会に、事業の実施に当たり専門的な助言又は情報提供を受けるため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、湖南省危機管理・防災課職員の中から会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 事務局長は、本会の議事を記録し、その他会務運営及び執行にあたる。

4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 会計は、本会の経理を担当する。

6 監査役は、本会の会計を監査する。

7 幹事は、幹事会の構成員となり、会務を審議し執行する。

(会議)

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、年1回の定期総会を行う。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に総会を招集することができる。

3 総会は、会員の過半数以上の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、委任状(書面又は電磁的記録を含む。)の提出をもって出席とみなす。

4 総会の議長は、総会において選出するものとする。

5 総会の議決は、出席者の過半数の賛成によるものとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

6 総会は、次に掲げる事項について審議決定する。

(1) 規約の制定及び改廃に関すること。

(2) 事業計画に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) 役員の選任に関すること。

(5) その他総会に付議すべき重要な事項

(幹事会)

第10条 幹事会は、第5条に定める役員をもって組織し、会長が必要に応じて招集する。

2 幹事会は、本会の運営上必要な事項について企画し審議する。

3 幹事会は、本会の事業執行機関として委員会等組織を設置することができるものとする。

(会計)

第11条 本会の経費は、会費及びその他収入等をもって充てる。

(会計年度)

第 12 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計の監査)

第 13 条 監査役は、毎年 1 回本会会計の監査を行い、その結果を総会に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、必要があると認める場合は、監査役は臨時に監査を行うことができる。

(委任)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が幹事会に諮り別に定める。

附 則

1 この規約は、令和元年 11 月 17 日から施行する。

2 本会の設立初年度の役員の任期については、第 5 条第 3 項の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日までとする。

3 規約第 5 条第 1 項、2 項、3 項を改定、第 10 条第 3 項を追加し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。